

お客さま 各位

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン等対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン等対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域、マネロン等に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、当組合では、金融当局ならびに群馬県警察の指導により、マネロン等リスクが高いと判断される一部のお取引およびお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施や、より詳細なお客さま情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容や状況に応じまして、当該お取引をお受けいたしかねる、または、お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客さまには、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年1月
群馬県信用組合